

職員の懲戒処分について（令和8年3月26日付）

3月26日付けで、本市職員を次のとおり懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

【事案】

事案の概要 令和7年10月から令和8年2月にかけて計10回、同僚6名の財布などから、現金合わせて9万6千円を盗んでいたもの。

被処分者 子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長 44歳

処分内容 停職3月

処分日 令和8年3月26日

以上の処分を踏まえ、改めて、本市職員の服務規律の確保を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。